

# 人の健康の保護に関する環境基準及び排水基準(健康項目)

項目	環境基準(mg/l)	排水基準(mg/l)	備考
カドミウム	0.01以下	0.1 以下	
全シアン	検出されないこと	1 以下	
鉛	0.01以下	0.1 以下	旧排水基準 1 mg/l
六価クロム	0.05以下	0.5 以下	" 0.5mg/l
砒素	0.01以下	0.1 以下	
総水銀	0.0005以下	0.005以下	
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	0.003以下	
ジクロロメタン	0.02 以下	0.2 以下	以下は平成6年2月か
四塩化炭素	0.002以下	0.02以下	ら
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.04以下	施行
1,1-ジクロロエタン	0.02 以下	0.2 以下	
シス-1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.4 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	3 以下	

1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.06以下	
トリクロロエチレン	0.03 以下	0.3 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.1 以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.002以下	0.02以下	
チウラム	0.006以下	0.06以下	
シマジン	0.003以下	0.03以下	
チオベンカルブ	0.02 以下	0.2 以下	
ベンゼン	0.01 以下	0.1 以下	
セレン	0.01 以下	0.1 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素	10以下	未定	以下は平成11年2月 か
ふっ素	0.8以下	”	ら
ほう素	1 以下	”	法制

